

(仮称) ウィンドファーム野辺地
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和8年8月

ウィンドファーム野辺地合同会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第2章 環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 ...	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して30日間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和8年6月10日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙

下記の日刊紙に「公告」を掲載した（別紙1-1参照）。

- ・ 令和8年6月10日（水）付 東奥日報
- ・ 令和8年6月10日（水）付 デーリー東北

② インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ ウィンドファーム野辺地合同会社 ウェブサイト（別紙2-1(1)及び(2)参照）
<https://www.wf-noheji.com/>

また、以下のウェブサイト情報が掲載された。

- ・ 青森県のウェブサイト（別紙2-2参照）
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/assess_windfarm_noheji.html

③ 広報

令和8年6月における野辺地町、東北町及び六ヶ所村の広報に「お知らせ」を掲載した（別紙3-1(1)及び(2)参照）。

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 3 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体の庁舎での縦覧

- ・野辺地町役場 2 階 企画財政課カウンター
(住所：青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1)
- ・東北町役場 本庁舎 2 階 企画課
(青森県上北郡東北町上北南四丁目 32-484)
- ・六ヶ所村役場 3 階 政策推進課
(住所：青森県上北郡六ヶ所村尾駸野附 475)

② インターネットの利用による縦覧

- ・ウィンドファーム野辺地合同会社 ウェブサイト
<https://www.wf-noheji.com/>

(4) 縦覧期間

令和 8 年 6 月 10 日（水）から令和 8 年 7 月 10 日（金）まで
(土曜日・日曜日・祝日及び閉庁日を除く。)

ただし、縦覧期間終了後も、意見書の提出期限である令和 8 年 7 月 24 日（金）まで縦覧を可能とした。

なお、インターネットを利用した縦覧については、上記期間中、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

今回の準備書縦覧における縦覧者数は合計 877 名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 875 回であったため、875 名として換算した。

(内訳) 野辺地町役場（縦覧者名簿記載者数）	: 0 名
東北町役場（縦覧者名簿記載者数）	: 0 名
六ヶ所村役場（縦覧者名簿記載者数）	: 2 名
インターネットでの縦覧	: 875 名
(合計) 877 名	

2. 環境影響評価準備書についての説明会

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 東北町（美須々地区生涯学習センター）
開催日時：令和 8 年 6 月 26 日（金）18：00～19：30
来場者数：6 名
- ・ 六ヶ所村（千樽集会所）
開催日時：令和 8 年 6 月 27 日（土）9：30～11：00
来場者数：5 名
- ・ 野辺地町（目ノ越地区農産物加工等集会施設）
開催日時：令和 8 年 6 月 27 日（土）13：00～14：30
来場者数：5 名
- ・ 野辺地町（有戸地区学習等供用センター）
開催日時：令和 8 年 6 月 27 日（土）16：00～17：30
来場者数：1 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を有する者の意見提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 8 年 6 月 10 日（水）から令和 8 年 7 月 24 日（金）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見書の提出は、以下の方法により受け付けた。

- ・ 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函（別紙 4 参照）
- ・ ウィンドファーム野辺地合同会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書数：2 通、意見数 8 件

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条に基づき、準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見の概要については原文のまま記載した。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	①23page 沈砂池 タービンのオイルが漏れた時、その全量が周りに浸透拡散汚染されない沈殿池の設計がされていますか。 近隣は農地が広く分布しており、オイル汚染時の被害が甚大です。オイル漏れや火災が多く報告されています。対策してください。 ここは国産の野菜の産地で、本来青森のおいしい水で作られた野菜たちの産地です。	本事業の計画にあたっては、何よりも周辺環境への影響を最小限に抑えることを基本方針として検討を進めており、オイルの漏えい・拡散防止についても、その取り組みのひとつと考えております。ご指摘のとおり、風車発電機には潤滑油や絶縁油などの油類が使用されております。このうち、最も多くの油を使用する変圧器については、油受けを設置するなどの対策を講じており、万一漏油が発生した場合でも、油が風車発電機の外部へ拡散しないよう配慮しております。また、漏油による外部流出を未然に防止するため、定期点検および日常巡視を実施し、適切な維持管理に努めてまいります。 なお、ご質問にある沈砂池は、森林開発に伴い、開発区域から雨水とともに流出する土砂や濁水を一時的に滞留・沈殿させることで、下流域や周辺地域への土砂流出等を低減することを目的とした設備です。そのため、オイル漏洩等への対応を目的とした設備ではないことをご理解いただきますようお願いいたします。
2	②42page 伐採量 6668 トンになりますが、緑化は種子吹付けでなく植林をしてください。 20年後に伐採量と同量になるように設計してください。それができないと環境保全になりません。	本事業に伴う環境影響については、現地調査、環境影響評価、各種許認可手続きを通じて慎重に検討します。その結果に基づき、回避・低減・復元の原則に沿った環境保全措置を計画し、許認可の条件に適合する形で実施します。具体的には、事業に伴う土地改変面積を最小化し、風車基礎・保守用通路・沈砂池等、安全かつ適法な運用に不可欠な範囲を除き、在来種の活用を含めた植生の回復・緑化について検討します。
3	③渡り鳥は北海道から下北半島を南下し東北地域に渡り、此处は通路上にあります。 鳥たちは回転する羽根の直径の面積を生きて通過できません。バードストライクでなくトラップであり、飛行機のエンジンとの衝突とは事象が全く異なります。 回転数を制御するなど、効果が実証された対策を実施してください。鳥が全滅すると有機物の循環が止まり地域の砂漠化の原因になります。	ブレードの回転範囲内を鳥類が飛翔した場合、接触が発生する可能性はゼロではありません。稼働後は事後調査を実施し、衝突の有無や頻度の把握に努めます。その結果、著しい影響が認められた場合には、専門家の助言を踏まえ、カーテイルメントやフェザリング等の運転制御、検知システムの活用その他環境保全措置について検討し、関係機関との協議を踏まえ適切に対応します。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）

No.	意見の概要	事業者の見解
4	生態系攪乱の恐れ、景観悪化による住環境破壊の恐れがあることから事業計画の撤回を求めます。	生態系への影響については、法令・指針に基づく現況調査および影響予測・評価を実施しており、準備書では想定される影響が管理可能な範囲に収まるよう計画を整理しています。景観についても、関係指針に沿った検討を行い、周辺環境との調和に配慮した計画としています。今後、意見・助言等を踏まえ、必要な環境配慮を確実に反映した上で手続きを進めます。なお、現時点では撤回は考えておらず、関係法令の遵守と適切な環境配慮のもとで事業を進めてまいります。
5	■住宅等からの離隔距離 風車から 2km の範囲には多くの住宅等があります [方法書図 3. 2-10]。風車はこれらの施設や住宅から最低でも 2km 以上離してください。なお、評価書では風車から 2km の範囲にある住宅等の戸数を 500m 単位で集計して示してください。	本計画では、風車からの騒音の影響を考慮して、風車と住宅との距離を 550m 以上離れた上で、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）の指針値を満たすように計画しております。 評価書では、風車から 2km の範囲にある住宅等の戸数を 500m 単位で集計してお示いたします。
6	■風車後流(wake) 風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore wind farm で撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンで horns rev wake をキーワードにして検索すれば見るができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています 1)。また、風車後流のコンピュータシミュレーションは YouTube で wind turbine wake で検索すれば見るができます。風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に 10D、横方向に 3D が望ましいとされています（D：ローター直径）[例えば 2)]。それでは、人間や動物に対する影響はどのようなのでしょうか。乱流が発生するということは、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずで、この方面の研究はまだ十分になされていないようです。本事業の風車のローター直径(D)は約 130m です [方法書表 2. 2-2]。従って	風車後流については、風車間の発電効率や疲労荷重に影響するため、一般的な設計指針（主流方向 10D、横方向 3D など）や専用シミュレーションに基づき、配置計画段階で適切に評価・反映します。後流乱流は風車群内で主に問題となるもので、距離の増加に伴い減衰することが知られており、本事業で想定される範囲外において生態系全体へ著しい影響を及ぼす科学的根拠は現時点で確認されていません。 鳥類への影響については、現行の環境影響評価では衝突リスク、繁殖・採餌・移動等の生息状況への影響を対象としており、それらに基づく調査・評価を実施します。風車後流による乱流が営巣放棄を直接引き起こすという知見は確立していないため、当該仮説に基づく追加的な評価枠組みの導入は現段階では行いません。ただし、既存の指針・手続に沿って、重要な生息地情報や季節的な利用状況を踏まえた配置・施工計画とし、法令・指針に基づく影響回避・低減策を講じます。 事後調査・情報公開については、環境影響評価および許認可に係る法令・指針に従い、必要な範囲で供用後のモニタリングを実施し、結果は所定の手続・方法により公表します。事前評価の検証は、当該制度に基づき適切に行います。

	風車から 1.3km の範囲は風車後流の影響を強く受けると考えます。特に、風車後流による気流の乱れは、鳥類の飛翔に直接的な影響を与え、ひいては営巣地の放棄につながる可能性が高いと考えます。また、対象事業実施区域の周辺には重要な自然環境のまとまりの場があります〔方法書図 3.1-27〕。この重要な自然環境のまとまりの場は地域の生態系ネットワークの重要な構成要素です。生態系を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、なおかつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している必要があります。 風車後流が動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、風車後流が動物相に与える影響を評価していません。この場所に風車を配置すれば、生態系を攪乱する可能性が非常に高いと考えます。 尚、本事業を実施する場合は、鳥類の営巣に関して供用期間を通して事後調査を実施し、結果を随時公表し、事前評価の結果を必ず検証してください。 1) "Wind Farm Wake: The Horns Rev Photo Case", Charlotte BayHasager, LeifRasmussen, Alfredo Pena, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Rethore, https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case 2) 「港湾における風力発電についてー港湾の管理運営との共生のためのマニュアルーver.1」平成 24 年 6 月 国土交通省港湾局 環境省地球環境局 https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf	
7	■景観 身の回りの景観の調査地点として、目ノ越地区農産物加工等集会施設、柵集会所、千樽集会所の 3 地点選定されています〔方法書表 8.2-25, 図 8.2-13〕し、対象事業実施区域の周辺には、他にも複数の集落があります。各集落から少なくとも一箇所を選んでください。また、眺望点の選択には事業者の恣意が入り込む余地があります。他事業の環境影響評価図書において、調査結果として「植生に阻まれて視認できない」とか「建物に阻まれて視認	景観調査地点の選定にあたっては、役場へのヒアリングや、方法書縦覧時の住民意見をもとに設定しました。調査地点がない周辺集落については、対象事業実施区域の方向が眺望可能な人が集まる施設がなかったため設定しておりませんでした。再度調査の上、調査地点に追加することを検討します。 供用後に住民の皆様から景観に関するご意見を伺い、事前評価を検証します。

	できない」といった評価がなされている場合でも、実際には少し離れた別の場所から見ると、植生や建物に邪魔されることなく視認できる事例が散見されます。住民にとって慣れ親しんだ景色が風力群によって一変することになります。住民にアンケートを取って本事業の風車が最もよく見える場所を選定するなど、住民の意見を反映する方法を工夫してください。 次に、風車の見え方についてです。風車の場合、鉄塔や煙突などとは違い、ブレードが描く円盤の大きさ、回転の視覚的効果、風車群のクラスターとしての視覚的効果が支配的です。そもそも、可動部を持つ巨大な構造物自体、不動のスカイラインとは全く調和しないだけでなく、止まっている風車と動いている風車の不揃い感、動いている風車同士の回転速度の差による位相のずれなどは見た者に異質な印象を与えたいと思います。本事業を実施する場合は、事後に住民にアンケートを取るなどして、事前評価を検証してください。	
8	■他事業との累積的效果 本事業は周辺の他事業との累積的效果が非常に大きいと考えます〔方法書図2.2-20〕。特に、野辺地陸奥風力発電所、ユーラス野辺地ウィンドファーム、睦栄風力発電所、(仮称)陸奥湾洋上風力発電事業、(仮称)野辺地風力発電事業、(仮称)豊原風力発電事業の影響は大きいと考えます。騒音、低周波音、超低周波音、風車の影の評価に当たっては、これらの発電所がフル稼働している場合と全く稼働していない場合の両方を評価してください。景観に関しては、他事業の風車も考慮して評価してください。	風車騒音及び風車の影については、本事業のみの予測評価（他事業が稼働していない場合）に加えて、他事業との累積的影響（他事業がフル稼働している場合）の予測評価を行っています。（騒音については、風車騒音の到達範囲を考慮して、本事業の対象事業実施区域から2km以内に風車1つ以上がある事業を対象としています。風車の影については、影の到達範囲を考慮して、本事業の対象事業実施区域から4km以内に風車が1つ以上ある事業を対象としています。） 景観については、本事業のみの予測評価に加えて、他事業との累積的影響（計画中的他事業も整備された場合）の予測評価を行っています。 20Hz以下の超低周波音については、これまでの環境省等の知見により、風力発電施設から発生するレベルは建具のがたつき等を起こす閾値を下回ることであり、また、騒音問題の本質は可聴域の低周波数域にあることが明らかとなっています。これに伴い、主務省令（電気事業法に基づく環境影響評価の項目等に関する省令）が改正され、超低周波音は評価の参考項目から除外されたため、本事業においても環境影響評価の選定項目としていません。 一方、20Hzを超える可聴域の低周波領域を含む騒音の予測にあたっては、環境省の『風

		力発電施設に係る騒音対策指針』に基づき、人間の聴覚特性を考慮した A 特性等価騒音レベル (LAeq) による評価を厳密に実施し、上記のとおり累積的影響の予測評価を行っています。 なお、累積的予測評価の対象としてご意見いただいた事業のうち、(仮称) 陸奥湾洋上風力発電事業については、風車の配置や諸元が公表されていないため、累積的影響の対象外としております。評価書作成時点において、風車の配置や諸元が公表された場合は、累積的影響の対象とします。
--	--	--

○日刊新聞紙における公告

・東奥日報（令和8年6月10日（水））

環境影響評価準備書の公表について（公告）
環境影響評価法に基づき（仮称）ウインドファーム野辺地 環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催致します。

一 事業者の名称 ウインドファーム野辺地合同会社
事業者の氏名 代表社員 東北電力株式会社
職務執行者 佐藤孝行

二 主たる事務所の所在地 青森県青森市長島二丁目三番一号
対象事業の名称（仮称）ウインドファーム野辺地

三 対象事業実施区域 青森県上北郡野辺地町、東北町
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
青森県上北郡野辺地町、東北町、六ヶ所村

四 縦覧の場所 野辺地町役場 一階 企画財政課カウンタ―
東北町役場 本庁舎二階 企画課
六ヶ所村役場 三階 政策推進課

※縦覧時間は各役場の開庁日及び時間に準じます。
電子縦覧 <https://wf.noheji.com>
縦覧期間 令和八年六月十日（水）～七月十日（金）
※右記縦覧期間に加え、意見書受付終了日の七月二十四日（金）まで閲覧可能

五 意見書の提出
準備書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、七月二十四日（金）までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、左記のお問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）

六 住民説明会の開催を予定する日時及び場所
①令和八年六月二十六日（金）十八時～十九時三十分
美須々地区生涯学習センター
②令和八年六月二十七日（土）九時三十分～十時
千樽集会所
③令和八年六月二十七日（土）十三時～十四時三十分
目ノ越地区農産物加工等集会所
④令和八年六月二十七日（土）十六時～十七時三十分
有戸地区学習等供用センター

七 お問い合わせ先 ウインドファーム野辺地合同会社
環境アセスメント担当
〒030-0861 青森県青森市長島二丁目三番号
電話〇七（七五）五八五
（土・日・祝日を除く、九時から十七時まで）

・デーリー東北（令和8年6月10日（水））

環境影響評価準備書の公表について（公告）
環境影響評価法に基づき（仮称）ウインドファーム野辺地 環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催致します。

一 事業者の名称 ウインドファーム野辺地合同会社
事業者の氏名 代表社員 東北電力株式会社
職務執行者 佐藤孝行

二 主たる事務所の所在地 青森県青森市長島二丁目三番一号
対象事業の名称（仮称）ウインドファーム野辺地

三 対象事業実施区域 青森県上北郡野辺地町、東北町
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
青森県上北郡野辺地町、東北町、六ヶ所村

四 縦覧の場所 野辺地町役場 一階 企画財政課カウンタ―
東北町役場 本庁舎二階 企画課
六ヶ所村役場 三階 政策推進課

※縦覧時間は各役場の開庁日及び時間に準じます。
電子縦覧 <https://wf.noheji.com>
縦覧期間 令和八年六月十日（水）～七月十日（金）
※右記縦覧期間に加え、意見書受付終了日の七月二十四日（金）まで閲覧可能

五 意見書の提出
準備書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、七月二十四日（金）までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、左記のお問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）

六 住民説明会の開催を予定する日時及び場所
①令和八年六月二十六日（金）十八時～十九時三十分
美須々地区生涯学習センター
②令和八年六月二十七日（土）九時三十分～十二時
千樽集会所
③令和八年六月二十七日（土）十三時～十四時三十分
目ノ越地区農産物加工等集会所
④令和八年六月二十七日（土）十六時～十七時三十分
有戸地区学習等供用センター

七 お問い合わせ先 ウインドファーム野辺地合同会社
環境アセスメント担当
〒030-0861 青森県青森市長島二丁目三番号
電話〇七（七五）五八五
（土・日・祝日を除く、九時から十七時まで）

○インターネットによる「お知らせ」
・ウィンドファーム野辺地合同会社ウェブサイト

ウィンドファーム野辺地合同会社

[お知らせ](#)[会社概要](#)[計画概要](#)



お知らせ

2026年6月10日

「(仮称)ウィンドファーム野辺地 環境影響評価準備書」の届出・送付および縦覧・住民説明会について

当社は、本日、環境影響評価法等に基づき「(仮称)ウィンドファーム野辺地環境影響評価準備書」(以下「準備書」)を経済産業大臣に届出するとともに、青森県知事、野辺地町長、東北町長、六ヶ所村長に送付いたしました。

また、6月10日(水)から、地域の皆様に対し、下記のとおり「準備書」の縦覧を行うとともに、住民説明会を開催いたします。

準備書の縦覧について

縦覧場所	1. 野辺地町役場 2階 企画財政課カウンター 2. 東北町役場 本庁舎2階 企画課 3. 六ヶ所村役場 3階 政策推進課
期 間	2026年6月10日(水) から 7月24日(金)まで
時 間	各役場の開庁日および時間に準じます。
電子縦覧	方法書の縦覧に併せて、当社ホームページにて電子縦覧を実施します。なお、印刷・保存(ダウンロード)はできません。

準備書

表紙・目次	閲覧する
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	閲覧する
第2章 対象事業の目的及び内容	閲覧する
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	閲覧する
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	閲覧する
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	閲覧する
第6章 方法書についての意見と事業者の見解	閲覧する
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	閲覧する
第8章 環境影響評価の項目、並びに調査、予測及び評価の手法	閲覧する
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	閲覧する
第10章 環境影響評価の結果	閲覧する

住民説明会の開催について

準備書の内容に関して下記のとおり、住民説明会を開催いたします。

開催場所	日時
美須々地区生涯学習センター 青森県上北郡東北町ガス平1213	2026年6月26日(金) 18時00分～19時30分
千樽集会所 青森県上北郡六ヶ所村鷹架字千樽108番地	2026年6月27日(土) 9時30分～11時00分
目ノ越地区農産物加工等集会施設 青森県上北郡野辺地町字向田328-3	2026年6月27日(土) 13時00分～14時30分
有戸地区学習等供用センター 青森県上北郡野辺地町字小沢平10-8	2026年6月27日(土) 16時00分～17時30分

意見書の提出について

提出方法	準備書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付終了日までに、縦覧場所の備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記のお問合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。
提出期間	2026年6月10日(水) から 7月24日(金)まで
意見書様式	(仮称)ウィンドファーム野辺地 環境影響評価準備書ご意見記入用紙

(仮称)ウィンドファーム野辺地 環境影響評価準備書ご意見記入用紙



127KB

お問い合わせ

〒030-0861

青森県青森市長島二丁目13番1号

ウィンドファーム野辺地合同会社 環境アセスメント担当

TEL：017-715-5815(土・日・祝日を除く 9時00分～17時00分)

会社概要

名称	ウィンドファーム野辺地合同会社
代表者	代表社員 東北電力株式会社 職務執行者 佐藤孝行
所在地	青森県青森市長島二丁目13番1号
設立年月日	2022年6月13日

計画概要

事業名	(仮称)ウィンドファーム野辺地
事業実施区域	青森県上北郡野辺地町、東北町
事業の種類	風力発電事業(陸上)
最大出力	最大43,000kW
風力発電機出力	4,300kW
設置予定基数	最大10基

ウィンドファーム野辺地合同会社

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号

TEL：017-715-5815(土・日・祝日を除く 9時00分～17時00分)

・青森県のウェブサイト



新着情報

Google 検索

メニュー

現在の位置：ホーム > 組織でさがす > 環境エネルギー部 > 自然保護課 > (仮称) ウィンドファーム野辺地 (環境影響評価手続状況)

関連分野：

環境・エコ

更新日付：2026年6月10日 自然保護課

(仮称) ウィンドファーム野辺地 (環境影響評価手続状況)

事業名	(仮称) ウィンドファーム野辺地
事業者	ウィンドファーム野辺地合同会社 (R4.6.24 NC電源開発株式会社から引継)
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力：最大43,000kW
事業実施想定区域	青森県上北郡野辺地町、東北町
関係地域	青森県上北郡野辺地町 青森県上北郡東北町 青森県上北郡六ヶ所村
配慮書	公告：令和3年4月15日 縦覧：令和3年4月15日～5月14日 (縦覧場所) 野辺地町役場地域戦略課、東北町役場企画課、六ヶ所村役場政策推進課 (電子縦覧) 事業者のホームページはこちら 審査会意見：令和3年7月9日 (内容はここらです) 知事意見：令和3年7月13日 (内容はここらです)
方法書	公告：令和3年12月10日 縦覧：令和3年12月10日～令和4年1月20日 (縦覧場所) 野辺地町役場 第一庁舎中央正面玄関、東北町役場 企画課、六ヶ所村役場 政策推進課 (電子縦覧) 事業者のホームページはこちらです 説明会の開催： ・令和4年1月9日 目ノ越地区農産物加工等集会施設 ・令和4年1月16日 有戸地区学習等供用センター 住民等意見の概要：令和4年2月21日 (内容はここらです) 審査会意見：令和4年5月12日 (内容はここらです) 知事意見：令和4年5月20日 (内容はここらです)
準備書	公告：令和8年6月10日 縦覧：令和8年6月10日～令和8年7月10日 (縦覧場所) ・野辺地町役場 2階企画財政課 ・東北町役場 本庁舎2階企画課 ・六ヶ所村役場 3階政策推進課 (電子縦覧) ・ 事業者のホームページはこちらです 説明会の開催： ・令和8年6月26日 美須々地区生涯学習センター ・令和8年6月27日 千樽集会所、目ノ越地区農産物加工等集会施設、有戸地区学習等供用センター 住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：
評価書	公告・縦覧：
事後調査等報告書	提出： 公告・縦覧：

○野辺地町、東北町及び六ヶ所村の広報による「お知らせ」

・野辺地町

「(仮称)ウィンドファーム野辺地」について

ウィンドファーム野辺地合同会社が計画する「(仮称)ウィンドファーム野辺地」について、左記のとおり環境影響評価準備書を縦覧し、説明会を開催します。

〒030-0861
青森県青森市長島二丁目13番1号
TEL 017-715-5815
(土・日・祝日を除く、9時から17時まで)

- ◆事業の名称
(仮称)ウィンドファーム野辺地
- ◆対象事業実施区域
野辺地町、東北町
- ◆縦覧場所
野辺地町役場2階 企画財政課カウンスター
- ◆インターネットによる公表
<https://wf-noheji.com>
- ◆縦覧・意見書受付期間
令和8年6月10日(水)～7月24日(金)
- ◆意見書の提出
縦覧場所備え付けの意見書箱か、左記へ郵送
- ◆住民説明会日時・場所
① 令和8年6月27日(土) 13時～14時30分
目ノ越地区農産物加工等集会施設
② 令和8年6月27日(土) 16時～17時30分
有戸地区学習等供用センター
- ◆問合先
ウィンドファーム野辺地合同会社 環境アセスメント担当

・東北町

縦覧のお知らせ

ウィンドファーム野辺地合同会社が計画する「(仮称)ウィンドファーム野辺地」について、下記のとおり環境影響評価準備書を縦覧し、説明会を開催します。

- ▶事業の名称
(仮称)ウィンドファーム野辺地
- ▶対象事業実施区域
野辺地町、東北町
- ▶縦覧場所
東北町役場 本庁舎 2階 企画課
- ▶インターネットによる公表
<https://wf-noheji.com>
- ▶縦覧・意見書受付期間
令和8年6月10日(水)～7月24日(金)

- ▶意見書の提出
縦覧場所備え付けの意見書箱か、問合先へ郵送
- ▶住民説明会日時・場所
令和8年6月26日(金) 18時～19時30分
美須々地区生涯学習センター
- ▶問合先
ウィンドファーム野辺地合同会社 環境アセスメント担当
〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号
TEL 017-715-5815
(土・日・祝日を除く、9:00から17:00まで)

・六ヶ所村

暮らしのお知らせ

「(仮称) ウインドファーム野辺地環境影響評価準備書」の縦覧のお知らせ

ウインドファーム野辺地合同会社が計画する「(仮称) ウインドファーム野辺地」について、下記のとおり環境影響評価準備書を縦覧し、説明会を開催します。

◆事業名称 (仮称) ウインドファーム野辺地

◆対象事業実施区域 野辺地町、東北町

◆縦覧期間 6月10日(木)～7月24日(金)

◆縦覧場所 政策推進課(役場3階) *インターネットで縦覧可能です<https://wf-noheji.com>

◆意見書の提出 縦覧場所に備え付けの意見書箱か、下記へ郵送。

◆説明会日時 6月27日(土) 9:30～11:00

◆説明会場所 千樽集会所

☎ウインドファーム野辺地合同会社 環境アセスメント担当

☎ 017 (715) 5815

*平日9:00～17:00

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目13番1号

縦覧資料は
こちらのQR
コードから▶



* 6月10日(木)から閲覧可能です

ご意見記入用紙

○意見書の郵送先	〒030-0861 青森県青森市長島二丁目 13 番 1 号 ウインドファーム野辺地合同会社 環境アセスメント担当
○意見書の提出期限	2026 年 7 月 24 日(金) [当日消印有効]

年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあたっては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあたっては、 主たる事務所の所在地〕	〒
準備書についての環境の 保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を 含めて記載してください。〕	

注:1. お名前、ご住所の記入をお願いいたします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4サイズ)の用紙をお使いください。